

2013年9月11日

衆議院議員 各位

参議院議員 各位

全国市民オンブズマン連絡会議

代表幹事 土橋 実、同 児嶋研二

同 井上博夫、同 豊永泰雄

## 国会議員の活動に重大な影響を与える 秘密保護法制に関する質問

拝啓、先生方には日夜政務に邁進しておられることと存じます。

さて、私たちは情報公開条例や情報公開法を活用し、地方自治体や国の行政機関の実態を把握し、無駄遣いや不正支出の追及などに取り組んできた市民団体です。このたびは、政府が9月3日に公表した「特定秘密の保護に関する法律案の概要」の内容についてご見解を伺いたく、この書面を送付させていただくことにしました。

私たちがこれまでの情報公開の活動を通じて、自治体も国も役人が情報の公表・公開にきわめて消極的であることを痛感して来ました。私たちは、国民がもっと責任感をもって日本のことを考えるようになるためには、もっと情報公開を進める必要があると考えています。国民が様々な情報に触れ、様々な意見を言うようになることは、役人にとって仕事がやりにくくなることは確実です。役人がそれを嫌悪することは想像できます。

しかし、民主主義国家では、国民が主権者なのですから、情報公開こそが政治の基盤になる必要があります。私たちは、いま政府が実現しようとしている秘密保護法案はこれに逆行するものではないかと危惧しています。

現に、法律案概要の内容をみますと、国会議員や裁判官についても故意又は過失による漏えいを処罰することになっています。

先生方はこのような法律案についてどのようにお考えでしょうか。ご多忙のことと存じますが、9月30日までに、事務局宛にFAX、郵送、メールのいずれかの方法でご回答ください。なお、ご回答の内容は氏名も含めて公表させていただきますので、ご了承ください。

敬具

## 質問・回答書

(ファックス送信先:052—953—8050)

議員名: \_\_\_\_\_ 所属政党: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_ ファックス番号: \_\_\_\_\_

政府による「特定秘密の保護に関する法律案の概要」(以下「法案概要」と言います。)について、以下の質問にお答え下さい。(本質問書に直接ご記入いただくほか、任意の用紙やメールで回答いただいても構いません)

### 質問1

(1)法案概要をすでにお読みにになりましたか。

1、読んだ 2、読んでない

(2)前問で「読んだ」と答えた方に伺います。問題があると感じた項目がありましたか。

1、あった 2、とくになかった

(3)前問で「あった」と答えた方に伺います。どの項目ですか。

1、全体 2、特定秘密の指定 3、特定秘密の提供 4、適性評価  
5、罰則 6、拡張解釈の禁止 7、その他( )

### 質問2

(1)法案概要の第2. 1(2)エで、特定秘密の提供先として衆参両議院に関する規定を設けることを説明していますが、ご存知ですか。

1、知っている 2、知らない

(2)規定では、「各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が行う審査若しくは調査で公開されないもの」を提供先としていますが、特に問題はないとお考えですか。

1、問題がある 2、問題はない

(3)このような規定が設けられた場合、一部の議員が知った特定秘密を同じ政党の他の議員に知らせることは、情報漏えいになるとお考えですか。

1、情報漏えいになる 2、情報漏えいにならない 3、わからない  
4、その他( )

(4)一部の議員が知った特定秘密を他の政党の他の議員に知らせることは、情報漏えいになるとお考えですか。

1、情報漏えいになる 2、情報漏えいにならない 3、わからない

